

令和7年度富山県会計年度任用職員（消費生活相談業務）募集案内

令和6年12月16日

1 職種、採用予定人員、職務内容及び配属先

職名	採用予定人員	職務内容	配属先
消費生活相談員	富山本所1名	・消費生活に関する苦情相談処理（助言、あっせん等） ・相談データの入力作業 ・市町村相談窓口支援 ・消費者教育等	富山県消費生活センター富山本所

2 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 受験資格

(1) 現在、次のいずれかの資格を有する方

- ① 消費生活相談員（消費者安全法第10条の3第1項に規定する国家資格）
- ② 消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センターが認定）
- ③ 消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会が認定）
- ④ 消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会が認定）

(2) パソコンの基本操作ができる方

(3) 次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ④ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 試験・合格発表

(1) 試験の日時等

選考方法	試験日	試験会場	内容
書類審査及び面接試験	令和7年1月下旬 <富山県消費生活センター富山本所> ※日時は申込者に別途連絡します。		主として人柄、消費生活問題に関する知識等についての個別面接

(2) 合格発表

試験実施後、7日以内に本人に書面で通知します。

5 勤務条件（予定）

(1) 勤務時間等

- ・勤務日 月曜日から金曜日のうち週4日（祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く）
- ・勤務時間 午前8時30分から午後5時まで（1日7.5時間勤務）
- ・休憩時間 正午から午後1時まで

※業務の都合により、勤務時間の変更や勤務日を土日祝日に変更する場合があります。

(2) 報酬 月額175,431円～183,405円

(3) 諸手当 期末手当、勤勉手当

(4) 費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。

(5) 社会保険等 地方職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象

(6) 休暇

- ・年次有給休暇 採用日から6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上勤務した場合に付与
- ・特別休暇等 忌引、夏期休暇等

6 申込手続

(1) 申込先及び問い合わせ先

〒930-0805 富山市湊入船町6番7号 富山県民共生センター1階
富山県消費生活センター富山本所 (TEL 076-432-2949)

(2) 申込方法

次の書類を同封し、封筒に「会計年度任用職員（消費生活相談業務）応募書類在中」と朱書きし、受付期間内に富山県消費生活センター富山本所まで郵送（簡易書留に限る）又は持参してください。

- ① 履歴書（別紙様式、最近3か月以内に撮影された写真が貼り付けされたもの）
- ② 「3 受験資格（1）」の消費生活関係資格を証する書類（写し）

(3) 受付期間

令和7年1月10日（金）まで

- ・郵送による申し込みは、令和7年1月10日（金）必着とします。また、簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。
- ・持参される場合の受付時間は、原則、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

7 その他

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ② 信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ③ 秘密を守る義務（同法第34条）
- ④ 職務に専念する義務（同法第35条）
- ⑤ 政治的行為の制限（同法第36条）
- ⑥ 争議行為等の禁止（同法第37条）

(2) 採用にあたっては必要書類を提出していただきます。（合格者あてに別途通知します。）

(3) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

※当該会計年度任用職員の募集は、令和7年度予算成立を前提に行っております。今後の予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更される場合や採用が取り消される場合があります。